

# 第3期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 第3期

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

### ■事業報告

5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ■連結計算書類

連結持分変動計算書  
連結注記表

### ■計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

## 株式会社きずなホールディングス

上記の事項は、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

当社ウェブサイト：<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 報酬等の額

区 分	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	28,000千円	1,500千円
連結子会社	-	-
合 計	28,000千円	1,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の監査報酬については、監査役会が監査計画の内容を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの算出根拠などを確認、検討した結果、妥当な水準であると判断し、同意しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、法令または基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性、並びに監査体制及び監査品質等、監査が適切に行われるかを総合的に勘案して、選任及び不再任等の株主総会に提出する議案の決定を行います。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると考えられる場合は、必要に応じて、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年5月28日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針及び社内規程に基づき内部統制システムの運用を行っております。それらの概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役は、経営理念、基本的使命及び行動規範を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓発を継続し、法令遵守を最優先とする企業風土を醸成する。
  - (b) 取締役は、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社全体を横断する調査、監督指導を行う。
  - (c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
  - (d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
  - (e) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下「内部監査部門」という）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
  - (f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (g) 当社の事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行うことのできる手段を設け、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
  - (h) 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うため、「経理規程」をはじめとする諸規程を制定し、「会社法」及び「金融商品取引法」並びに関連法令を遵守する体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。
  - (b) 取締役・監査役は、必要に応じて文書等を閲覧できる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理に関する規程（リスクマネジメント基本規程）を制定又は改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクを検討する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
  - (b) 不測事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に社長と、定められたミーティングで議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
  - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
  - (c) 経営理念の実現に向け、内外の環境を考慮し策定する中期業務計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務が執行されている。
  - (d) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
  - (e) 適正な財務報告を確保するために、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ⑤ 監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社の内部監査部門が監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
  - (b) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が協議し、決定する。
  - (c) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
  - (d) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
  - (b) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

- (c) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。内部通報制度により通報された重要な件についても同様とする。
- (d) 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。
- (e) 内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役、監査法人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図っている。
  - (b) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持っている。
  - (c) 監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
- ⑧ 反社会的勢力との関係遮断
  - 常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ⑨ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、経営管理本部長を通じて、遅滞なく取締役会に報告する。
  - (b) 内部監査室部門の責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役会へ報告する。各監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
  - (c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
  - (a) 会社におけるコンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を図り、会社の社会的信頼の確保に資することを目的とし、内部通報制度に関する規程を定める。
  - (b) 監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが内部通報制度において確保されているかを確認し、その内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならないものとする。

- ⑪ 監査役の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査役は、その職務の執行について生ずる費用（外部の専門家の助言に関する費用を含む）について、会社から前払又は償還を受けることができることを監査役監査基準に定める。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスクに関する事項

「コンプライアンス規程」に基づいて代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回、当事業年度は4回開催し、コンプライアンス問題及びリスク懸念について定期的に報告を受け、リスクの顕在化を予防するとともに、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備しております。また当社および子会社の取締役及び従業員が直接報告・相談できる内部通報窓口の設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めております。

② 内部監査に関する事項

内部監査室により、当社の法令および定款ならびに社内規程の遵守体制、内部統制プロセスの有効性についての監査を行うほか、当社グループ各部門への監査を継続して実施しており、監査結果を代表取締役社長に都度報告するほか、監査結果を監査役会と適宜共有しております。

③ 取締役及び従業員の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「組織規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役及び従業員の職務執行の効率性を確保しているほか、当事業年度は22回開催した取締役会において、十分に審議できる環境を確保しております。また子会社の経営状況を確認するため、(株)家族葬のファミリーにおいて執行役員会を月1回、当事業年度は12回開催し、子会社の執行役員等から取締役が定期的に報告を受け、業務の適正を確保しております。

④ 監査役の職務に関する事項

監査役は、取締役会をはじめとする当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社および当社グループの取締役および従業員にヒアリングをする機会を設けているほか、会計監査人や内部監査室との連携を目的とした定期的な会合を実施し、当事業年度は15回開催した監査役会で議論するなど、監査の実効性を確保しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要な設備投資、M&A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。

内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

連結持分変動計算書  
(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
2019年6月1日残高	100,000	2,526,019	617,794
当期利益	—	—	210,426
その他の包括利益	—	—	—
当期包括利益	—	—	210,426
新株の発行	53,360	53,360	—
配当金	—	—	—
株式報酬	—	—	—
所有者との取引額等合計	53,360	53,360	—
2020年5月31日残高	153,360	2,579,379	828,221

	親会社の所有者に帰属する持分			資本合計
	その他の資本の構成要素		合計	
	新株予約権	合計		
2019年6月1日残高	24,875	24,875	3,268,689	3,268,689
当期利益	—	—	210,426	210,426
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	210,426	210,426
新株の発行	—	—	106,720	106,720
配当金	—	—	—	—
株式報酬	1,273	1,273	1,273	1,273
所有者との取引額等合計	1,273	1,273	107,993	107,993
2020年5月31日残高	26,148	26,148	3,587,110	3,587,110

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる事項に関する注記等

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・2社

(2) 主要な連結子会社の名称

主要会社名：株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 連結の基礎

連結計算書類には、すべての子会社を含めており、子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

・投資先に対するパワー

・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利

・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などにに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結計算書類に含めております。

当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

## (2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識されます。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合が発生した報告期間末日までに、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら、企業結合処理の認識額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、その情報を反映し、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。なお、測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

## (3) 金融商品

### ① 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。償却原価で発生する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

### ② 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

①以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

### ③ 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大しているかどうか評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠があり、当初認識以降の債務不履行の発生リスクが増大した際に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過日数の他、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化したと判断した場合に、債務不履行の可能性があると判定しております。

しかしながら、上記の基準に関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

#### ④ 金融資産の認識と認識中止

金融資産の認識については、営業債権及びその他の債権はこれらの発生日に、その他の金融資産は当社グループが契約の当事者となった時点（取引日）において認識しております。また、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時点で、当該金融資産の認識を中止しております。

#### ⑤ 金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しており、金融商品の契約の当事者になった時点（取引日）において認識しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

金融負債は、義務が履行されたか、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に認識を中止しております。

#### (4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により測定しております。取得原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、期末の在庫評価は先入先出法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引き及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	2～45年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

有形固定資産の減価償却方法、残存価額及び残余耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しており、主な無形資産はソフトウェア（見積耐用年数 5年）及び施設利用権（見積耐用年数 15年）であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) リース（当社グループが借手となるリース取引）

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。使用权資産は契約開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借り手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を供用開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。これ以外の場合は、供用開始日から使用权資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、リース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利子率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間に渡り定額法により費用認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期決算ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又はそのグループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又はそのグループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくはありません。

資金生成単位又はそのグループの減損損失は、最初に、当該資金生成単位又はそのグループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

資産もしくは資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が当該資産もしくは資金生成単位又はそのグループの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を直ちに純損益として認識しております。

のれん以外の資産について過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費及び償却額控除後の帳簿価額を上限として戻し入れます。



#### (10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りにより、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

##### (資産除去債務)

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率で割り引いて測定しております。

#### (11) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に支払われると見積もられる従業員給付であります。短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは「資本剰余金」から控除しております。

(13) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

持分決済型の株式報酬(以下、ストック・オプション)は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションや二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### (14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づき利息及び配当収益等を除き、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の識別にあたっては、葬儀関連備品、供花、料理等の調達における当社グループの関与度合いによって、本人か代理人かの検討を行っております。当社グループの関与度合いが高い場合には、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務に該当し、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しております。一方、当社グループの関与度合いが低い場合には、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に該当し、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、該当する履行義務は主に一時点で充足するものとなり、次のとおりとなります。

##### ① 役務の提供

当社グループの役務の提供に関する収益としては、主に葬儀の売上収益及び仲介手数料収入があります。これらは、施行が完了した時に履行義務が充足し収益を認識しております。

仲介手数料については、売上原価として会計処理していた費用を売上収益から控除しております。

通常、支払条件は、施行完了後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

##### ② 物品の販売

当社グループにおいては仏壇・位牌等の製品の販売があります。これらは、得意先から顧客へ引渡等、支配が移転した際に収益を認識しております。

通常、支払条件は、引渡後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

また、履行義務が一時点で充足されないものについては、契約の履行義務の充足等に従い対価を受領しており、当該対価を収益として認識しております。当社グループでは、ロイヤルティ収入において履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストについて、資産計上すべきものはありません。

#### (15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

##### ① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

##### ② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当社グループが当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなかった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

(17) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束時期に関しては不確実性が高く、経済活動の低迷や移動制限により景気の先行きについては極めて不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、のれんの減損テストにおける資金生成単位又はそのグループに関する翌連結会計年度（2020年6月1日から2021年5月31日まで）以降の将来キャッシュ・フローの見積り等について、入手可能な情報を総合的に勘案し、COVID-19の影響が翌連結会計年度の第2四半期末まで続いていくものと想定して算定しております。

## II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	7,702千円
その他の金融資産（非流動資産）	1,205千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,183,148千円
(減損損失累計額を含む)	
3. 担保に供している資産	
建物	1,047,229千円
土地	626,816千円
計	<u>1,674,046千円</u>
4. 担保に係る債務	
1年以内返済予定の長期借入金	340,679千円
長期借入金	3,329,639千円
計	<u>3,670,318千円</u>

### Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度における発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	3,394,235株	50,000株	—	3,444,235株

(注) 東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株発行により、2020年3月5日に普通株式が50,000個増加しております。

#### 2. 新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数			
	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式	135,000株	—	60,000株	75,000株

(注) 2019年7月16日に開催された取締役会にて自己新株予約権60,000個を消却しております。

## IV. 金融商品に関する注記

### 1. 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

### 2. 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (1)信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、管理部門は営業部門の設定した与信限度等を定期的にモニタリングしております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金(その他の金融資産)を差し入れる場合があります。建設協力金は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期にわたります。ただし店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更となった場合でも破綻以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金に係る回収リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金・保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期にわたります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金・保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。



## (2) 流動性リスク

### ① 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、流動性リスクを管理しております。

## (3) 市場リスク

### ① 市場リスクの管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金の変動金利による借入金であるためです。当社グループは市場金利の動向にあわせて借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

## 3. 償却原価で測定する金融商品

連結計算書類において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略しております。

(注1)

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産	388,688	386,138
長期借入金(注2)	3,670,318	3,700,000

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (公正価値の算定方法)

#### (a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しております。

#### (b) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分

1,041円48銭

基本的1株当たり当期利益

61円78銭

VI. その他の注記

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書  
(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2019年6月1日残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期変動額				
新株の発行	53,360	53,360	-	53,360
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	53,360	53,360	-	53,360
2020年5月31日残高	153,360	153,360	2,426,019	2,579,379

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2019年6月1日残高	10,510	10,510	2,636,530	6,125	2,642,655
当期変動額					
新株の発行	-	-	106,720	-	106,720
当期純利益	14,867	14,867	14,867	-	14,867
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	1,273	1,273
当期変動額合計	14,867	14,867	121,587	1,273	122,860
2020年5月31日残高	25,377	25,377	2,758,117	7,398	2,765,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

1. 会計処理に関しては、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。表示及び開示に関しては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書は会社計算規則に準拠して、作成されております。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 51千円

関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 421,925千円

関係会社に対する長期金銭債権 3,300,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

609,088千円

営業取引以外の取引高

受取利息

32,149千円

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

4,101千円

未払事業税

5,147千円

繰延税金資産小計

9,249千円

評価性引当額

一千円

繰延税金資産合計

9,249千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率

30.6%

(調整)

損金算入されない項目

7.3%

住民税均等割等

3.5%

外形標準課税適用による税率変更の影響

3.6%

軽減税率の適用

△0.2%

その他

1.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

45.8%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当事業年度に資本金が1億円超となったため、法人事業税の外形標準課税の適用法人となっております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.9%から30.6%になっております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%) (注) 1	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注) 2	科目	期末残高(千円)
法人主要株主等	Advantage Partners(H.K.) Limited	香港	PEファンドにおける管理・運営投資助言	(被所有) 間接 48.1	日本法人を通じて経営指導等のコンサルティング・役員派遣	経営指導等のコンサルティング料及び支払手数料	250,000	—	—

- (注) 1. Advantage Partners(H.K.) Limitedは、株式会社アドバンテッジパートナーズを通じて間接的にサービスを提供しており、また主に投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号を通じて間接的に議決権を所有しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注) 2	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱家族葬のファミリーユ	東京都港区	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	直接 100.0	経営指導等のコンサルティング資金の貸付 役員の兼任	経営指導等のコンサルティング料	609,088	売掛金	71,925
						資金の回収 (注) 1	300,000	1年以内回収予定の関係会社長期貸付金	350,000
						受取利息 (注) 1	32,149	関係会社長期貸付金	3,300,000

- (注) 1. 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	800円79銭
1株当たり当期純利益	4円36銭